



2021年6月21日

各位

会社名 株式会社ベルテクスコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 土屋 明秀
(証券コード5290 東証第2部)
問合せ先 経営企画部長 平山 哲
(TEL 03-3556-2801)

第3回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

2021年6月11日付でご送付いたしました、当社「第3回定時株主総会招集ご通知」の記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、当社ウェブサイト (<https://www.vertex-grp.co.jp>) に掲載の「第3回定時株主総会招集ご通知」には、下記内容を反映しております。

記

訂正箇所①：37ページ（※訂正箇所は下線を付しております。）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

【訂正前】

当社は、2020年6月26日開催の第2回定時株主総会で監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額について年額200百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額80百万円以内でご承認いただき今日に至っております。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、改めて既に決議済みの取締役（監査等委員である取締役を除く）について年額200百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額80百万円以内とすること及び同株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容について、ご承認いただきたく存じます。

【訂正後】

当社は、2020年6月26日開催の第2回定時株主総会で監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額について年額200百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額80百万円以内でご承認いただき今日に至っております。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、改めて既に決議済みの取締役（監査等委員である取締役を除く）について年額200百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額80百万円以内とすること及び

同株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容について、ご承認いただきたく存じます。

訂正箇所②：39 ページ（※訂正箇所は下線を付しております。）

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

【訂正前】

当社は、2020年6月26日開催の第2回定時株主総会で監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の金銭報酬の額について年額60百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額20百万円以内でご承認いただき今日に至っております。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、改めて既に決議済みの取締役（監査等委員である取締役を除く）について年額60百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額20百万円以内とすること及び同株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容について、ご承認いただきたく存じます。

【訂正後】

当社は、2020年6月26日開催の第2回定時株主総会で監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の金銭報酬の額について年額60百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額20百万円以内でご承認いただき今日に至っております。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、改めて既に決議済みの監査等委員である取締役について年額60百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額20百万円以内とすること及び同株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容について、ご承認いただきたく存じます。

以上

第3回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月29日(火曜日) 午前10時
受付開始午前9時

開催場所

東京都千代田区麹町六丁目6番地
スクワール麹町 3階会議室
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第5号議案 第三者割当による自己株式の処分の募集事項の決定を取締役に委任する件

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）により議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年6月28日(月曜日) 午後5時45分まで

目 次

第3回定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	3
連結計算書類……………	22
計算書類……………	25
監査報告書……………	28
株主総会参考書類……………	33

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフのマスク着用やアルコール消毒液の設置などを講じてまいります。

本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場いただきますようお願い申し上げます。

証券コード 5290
2021年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町五丁目7番地2
株式会社ベルテクスコーポレーション
取締役社長 土 屋 明 秀

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時45分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区麹町六丁目6番地
スクワール麹町 3階会議室
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第3期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第3期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第5号議案 第三者割当による自己株式の処分の募集事項の決定を取締役に委任する件
以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.vertex-grp.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.vertex-grp.co.jp>) に修正後の内容を掲載させていただきます。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフのマスク着用やアルコール消毒液の設置などを講じてまいります。
本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動の停滞に伴って個人消費が弱含みとなる厳しい面も見受けられましたが、通期としては緩やかに持ち直しつつある傾向が見られています。

当社グループが属する業界におきましては、自然災害のリスクに備えるため、災害対策及び国土強靱化に取り組む必要性が叫ばれ続けており、公共投資は底堅く推移しております。このような環境の中、当社グループはこれらに関連する事業の営業体制を強化し、総力を挙げて受注の確保に努めました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は37,763百万円（前年同期比3.2%減）、営業利益は5,290百万円（前年同期比39.6%増）、経常利益は5,635百万円（前年同期比42.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,759百万円（前年同期比60.9%増）となりました。

セグメント業績を示すと、次のとおりであります。

(コンクリート事業)

期初においては新型コロナウイルス感染症の影響によって一部に出荷の遅れがあったものの、徐々に持ち直す傾向が見られました。また、低採算の製品の取り扱いを一部見直すとともに、高付加価値製品の営業活動に注力したことから、利益の向上を実現いたしました。これらの結果、売上高は前年同期比0.6%増の28,539百万円、営業利益は前年同期比35.6%増の4,885百万円となりました。

(パイル事業)

Hyper-ストレート工法及び節杭を用いたFP-BESTEX工法をもとに、当社グループが優位性を有する地域に営業活動を集中することによって、運送費の削減及び人員合理化による労働生産性の向上を図っております。しかしながら、販売量の減少を十分に埋めるまでには至らず、売上高は前年同期比36.0%減の2,892百万円、営業利益は前年同期比42.3%減の73百万円となりました。

(防災事業)

山間部における落石及び土砂災害対策が急務となっていることから、当社グループは実物実験による研究開発にいち早く取り組み、品揃えを多様化することで、市場におけるシェアを確保しております。当連結会計年度においては、高付加価値製品の出荷が堅調に推移し、売上高は前年同期比2.1%増の4,170百万円、営業利益は前年同期比10.6%増の1,173百万円となりました。

(その他事業)

新型コロナウイルス感染症の影響によって不動産賃貸市場は不透明感があるものの、賃貸収益は堅調に推移しました。また、コンサルタント事業(コンクリートの調査診断試験事業)がセグメント業績に貢献し、売上高は前年同期比6.0%増の2,161百万円、営業利益は前年同期比24.8%増の458百万円となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により先行きが不透明ではあるものの、引き続き緩やかに回復することが期待されています。

当社グループが属する土木分野を中心とするわが国の建設業界においては、民間の建設投資、国土強靱化や防災・減災対策、老朽化が進む社会インフラの維持・更新需要の高まり等に対応するための働き手の確保が課題となっております。

当社グループは、コンクリート二次製品業界で初となる大型水平統合により業界随一の全国規模のネットワークを備える企業グループとなりました。また、2021年4月にゼニス羽田株式会社と株式会社ホクコンを合併させたことにより、シナジー効果をさらに高めてまいります。

今後は、技術、研究開発、人材、設備等、グループ内の有形無形の資産を最大限に活用し、建設業界、ひいてはわが国の課題解決の一助となるべく、革新的な製品の開発・供給に取り組んでまいります。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、1,195百万円でありその主なものは次のとおりであります。

コンクリート事業におきましては、製品製造に係る型枠類の更新投資及び製品製造に係る機械等、863百万円の設備投資を行いました。

パイル事業におきましては、製品製造に係る機械等、6百万円の設備投資を行いました。

防災事業におきましては、製品製造に係る機械等、39百万円の設備投資を行いました。

その他事業におきましては、ホテル建設及びセラミックス製品製造に係る金型類の更新投資及び機械設備等、271百万円の設備投資を行いました。

全社共通として、本社設備等に14百万円の設備投資を行いました。

4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2020年4月1日に株式会社ディーシーの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

9. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 期 2019年3月期	第 2 期 2020年3月期	第 3 期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 高 (百万円)	29,701	39,014	37,763
経 常 利 益 (百万円)	2,694	3,959	5,635
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,934	2,336	3,759
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	712.28	262.01	428.41
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	—	261.07	425.25
総 資 産 (百万円)	43,569	42,046	46,265
純 資 産 (百万円)	21,949	23,014	26,248

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ホ ク コ ン	百万円 100	% 100.0	コンクリート事業・その他事業
ゼニス羽田株式会社	100	100.0	コンクリート事業・防災事業 その他事業
ゼニス建設株式会社	30	100.0	コンクリート事業・防災事業
株式会社ホクコンプロダクト	20	100.0	コンクリート事業
北関コンクリート工業株式会社	20	100.0	コンクリート事業
ユニバーサルビジネス企画株式会社	50	100.0	コンクリート事業・その他事業
東北羽田コンクリート株式会社	10	100.0	コンクリート事業
株 式 会 社 デ ィ ー シ ー	50	100.0	コンクリート事業
ホクコンマテリアル株式会社	50	100.0	パイル事業
株 式 会 社 ウ イ セ ラ	10	100.0	その他事業
株 式 会 社 M ・ T 技 研	10	100.0	その他事業
アイビーソリューション株式会社	30	100.0	その他事業
株式会社ハネックス・ロード	10	100.0	その他事業
ホクコントラスト株式会社	20	100.0	その他事業

- (注) 1. 「主要な事業内容」欄については、セグメントの名称を記載しております。
 2. 議決権比率は、間接所有割合も含めて記載しております。
 3. 2020年4月1日に株式会社ディーシーの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エヌエクス	百万円 10	% 47.6	その他事業
菊一建設株式会社	30	20.0	コンクリート事業

連結子会社は前頁に記載の14社であり、持分法適用会社は上記の2社であります。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ホクコン	福井県越前市北府一丁目2番38号	3,237百万円	9,045百万円
ゼニス羽田株式会社	東京都千代田区麹町五丁目7番地2	3,802百万円	

11. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業部門	主要製品及び事業内容
コンクリート事業	マンホール、ヒューム管、ボックスカルバート等のコンクリート二次製品の製造・販売、その関連商品の販売並びにこれらの製品の据付工事
パイル事業	遠心カプレストレスコンクリートパイルの製造・販売並びに杭打工事
防災事業	落石防護柵等の防災製品の製造・販売、その他関連商品の販売並びに設置工事
その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューセラミック製品の製造・販売 ・機器レンタル及び資材販売 ・RFID (非接触ICタグ) の販売 ・コンクリート調査・試験 ・システム開発・販売 ・不動産賃貸 等

12. 主要な拠点等 (2021年3月31日現在)

<当 社>

本 社 東京都千代田区

<子会社>

名 称	拠 点	事業所 (所在地)
(株) ホ ク コ ン	本 営 業 所	本社・福井営業所 (福井県福井市)、石川営業所 (石川県金沢市)、富山営業所 (富山県富山市)、名古屋営業所 (愛知県名古屋市)、岐阜営業所 (岐阜県岐阜市)、三重営業所 (三重県津市)、大阪営業所 (大阪府大阪市)、和歌山営業所 (和歌山県和歌山市)、京都営業所 (京都府城陽市)、北近畿営業所 (京都府福知山市)、滋賀営業所 (滋賀県愛知郡愛荘町)、奈良営業所 (奈良県奈良市)、兵庫営業所 (兵庫県明石市)、鳥取営業所 (鳥取県鳥取市)、山陰営業所 (鳥取県西伯郡大山町)、島根営業所 (島根県出雲市)、東京営業所 (東京都千代田区)、静岡営業所 (静岡県静岡市)、福岡営業所 (福岡県福岡市)
	工 場	武生工場 (福井県越前市)、森田工場 (福井県福井市)、富山工場 (富山県高岡市)、滋賀工場 (滋賀県愛知郡愛荘町)、甲賀工場 (滋賀県甲賀市)、京都工場 (京都府城陽市)、兵庫工場 (兵庫県西脇市)、和田山工場 (兵庫県朝来市)、大山工場 (鳥取県西伯郡大山町)
ゼニス羽田(株)	本 営 業 所	本社 (東京都千代田区)、札幌営業所 (北海道札幌市)、東北営業所 (宮城県仙台市)、水戸営業所 (茨城県水戸市)、北関東営業所 (茨城県結城市)、栃木営業所 (栃木県小山市)、群馬営業所 (群馬県安中市)、埼玉営業所 (埼玉県さいたま市)、千葉営業所 (千葉県千葉市)、横浜営業所 (神奈川県横浜市)、山梨営業所 (山梨県甲斐市)、長野営業所 (長野県松本市)、北陸営業所 (石川県金沢市)、静岡営業所 (静岡県静岡市)、名古屋支店 (愛知県名古屋市)、京都営業所 (京都府城陽市)、大阪支店 (大阪府大阪市)、兵庫営業所 (兵庫県明石市)、岡山営業所 (岡山県岡山市)、福岡営業所 (福岡県福岡市)
	工 場	結城工場 (茨城県結城市)、熊谷工場 (埼玉県熊谷市)、千葉工場 (千葉県山武郡横芝光町)、静岡工場 (静岡県磐田市)、桑名工場 (三重県桑名市)、兵庫工場 (兵庫県小野市)

名 称	拠 点	事業所 (所在地)
ゼニス建設(株)	本 社 業 所	本社 (東京都千代田区)、大阪支店 (大阪府大阪市)、兵庫営業所 (兵庫県小野市)
(株)ホクコンプロダクト	本 社	本社 (福井県福井市)
北関コンクリート工業(株)	本 工 場	本社・工場 (群馬県安中市)
ユニバーサルビジネス企画(株)	本 社	本社 (福井県福井市)
東北羽田コンクリート(株)	本 工 場	本社・工場 (山形県長井市)
(株) デ ィ ー シ ー	本 工 場	本社 (福岡県福岡市) 工場 (長崎県東彼杵郡川棚町)
ホクコンマテリアル(株)	本 社 業 所	本社 (福井県福井市)、関西支店 (大阪府大阪市)、北陸支店 (福井県福井市)、敦賀営業所 (福井県敦賀市)、金沢事務所 (石川県金沢市)、中部支店 (愛知県名古屋市)
	工 場	敦賀工場 (福井県敦賀市)
(株) ウ イ セ ラ	本 工 場 業 所	本社・工場 (岐阜県瑞浪市)、東京営業所 (東京都千代田区)、中部営業所 (岐阜県瑞浪市)、大阪営業所 (大阪府大阪市)
(株) M ・ T 技 研	本 社 業 所	本社 (大阪府吹田市)、福井事業所・中央材料研究所 (福井県鯖江市)、金沢事業所 (石川県金沢市)、山陰営業所 (鳥取県西伯郡大山町)、東海事業所 (愛知県名古屋市)、関東事業所 (東京都千代田区)、東北事業所 (宮城県仙台市)
アイビーソリューション(株)	本 社 業 所	本社 (福井県福井市) 東京出張所 (東京都千代田区)
(株)ハネックス・ロード	本 社 業 所	本社 (東京都千代田区)、京都営業所 (京都府城陽市)
ホクコントラスト(株)	本 社	本社 (福井県福井市)

13. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンクリート事業	850名	22名
パイル事業	76名	△5名
防災事業	37名	1名
その他事業	111名	7名
全社(共通)	44名	△4名
合計	1,118名	21名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(期中平均雇用人数89名)は含んでおりません。
 2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

14. 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社北陸銀行	1,172
株式会社りそな銀行	879
株式会社みずほ銀行	456

百万円

II 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 46,000,000株
2. 発行済株式の総数 8,762,952株 (自己株式2,921,498株を除く)
3. 当事業年度末の株主数 7,057名
4. 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
太平洋セメント株式会社	812,586 ^株	9.272 [%]
株式会社岩崎清七商店	245,735	2.804
株式会社りそな銀行	232,207	2.649
岩崎泰次	232,000	2.647
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	192,640	2.198
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	182,801	2.086
デンカ株式会社	163,024	1.860
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	162,400	1.853
株式会社和田商店	158,052	1.803
明治安田生命保険相互会社	157,502	1.797

(注) 持株比率は、発行済株式の総数より自己株式(2,921,498株)を控除して計算しております。また、上記大株主に自己株式は含めておりません。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		2019年度第1回新株予約権	2020年度第1回新株予約権		
発行決議日		2019年6月27日	2020年6月26日		
新株予約権の数		47,920個	46,100個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 47,920株 (新株予約権1個につき株)	普通株式 46,100株 (新株予約権1個につき1株)		
新株予約権の払込金額		1円	1円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり768円 (1株当たり768円)	新株予約権1個当たり1,110円 (1株当たり1,110円)		
権利行使期間		2019年8月2日から 2049年8月1日まで	2020年8月4日から 2050年8月3日まで		
行使の条件		(注)	(注)		
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	24,040個	新株予約権の数	23,000個
		目的となる株式数	24,040株	目的となる株式数	23,000株
		保有者数	4名	保有者数	4名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数	6,850個	新株予約権の数	8,800個
		目的となる株式数	6,850株	目的となる株式数	8,800株
		保有者数	1名	保有者数	1名

(注) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	田 中 義 人	(株)ホクコン代表取締役社長
代表取締役社長	土 屋 明 秀	ゼニス羽田(株)代表取締役社長
取 締 役	高 根 総	
取 締 役	仙 波 昌	ゼニス羽田(株)取締役副社長 ゼニス建設(株)代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	花 村 進 治	
取締役 (監査等委員)	高 山 丈 二	(株)I.G.M.Holdings監査役
取締役 (監査等委員)	小 池 邦 吉	港総合法律事務所 中央労働金庫理事
取締役 (監査等委員)	曾 小 川 久 貴	公益社団法人日本下水道協会顧問

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 高山丈二氏、小池邦吉氏及び曾小川久貴氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、花村進治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 (常勤監査等委員) 花村進治氏は、過去において(株)ホクコンの総合企画本部長として、長年にわたり財務及び会計に関する業務に携わっておりました。その後も同社の代表取締役として経営に携わり、財務及び会計について相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、各取締役を被保険者として会社法第423条第1項の役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する内容であります。
5. 2020年6月26日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役惠美健一氏、常務取締役尾崎明久氏、取締役原田浩二氏及び取締役山本讓氏は監査等委員会設置会社への移行に伴い、退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職については、惠美健一氏はホクコンマテリアル株式会社の代表取締役及び株式会社ホクコンの取締役専務、尾崎明久氏は株式会社ホクコンの取締役常務、原田浩二氏はゼニス羽田株式会社の取締役常務執行役員、山本讓氏はゼニス羽田株式会社の取締役常務執行役員でありました。
6. 2020年6月26日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役大塚栄氏及び清水利康氏、監査役藤井宏澄氏は監査等委員会設置会社への移行に伴い、辞任により退任いたしました。なお、藤井宏澄氏の退任時の重要な兼職は、株式会社ホクコンの監査役でありました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

	対象役員 人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	賞与	株式報酬	
		名	百万円	百万円	百万円
取締役（監査等委員を除く）	11	110	16	25	152
うち社外取締役	2	2	2	－	4
取締役（監査等委員）	4	28	－	9	38
うち社外取締役	3	12	－	－	12
監査役	4	5	4	－	9
うち社外監査役	2	1	2	－	3
合計	19	144	20	35	200
うち社外役員	7	16	4	－	20

(注) 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績指標を基礎としてその数が算定される非金銭報酬（以下「業績連動非金銭報酬」という。）としてのストックオプションにより構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

b.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬等の額の範囲内で、社会的水準、従業員給与との均衡及び会社の業績等を踏まえ、その総額を定め、個人別の実績、会社の業績、職務の内容、職位及び成果等を踏まえ、総合的に勘案して決定するものといたします。

c.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および数の算定方法の決定に関する方針

業績連動非金銭報酬等は、株価上昇によるメリットおよび下落によるリスクを中長期的に株主と共有することで、業績向上と株式価値向上へのインセンティブを高めるため業績指標（KPI）を反映したストックオプションとし、各事業年度の連結営業利益額の基準値に対する達成率に応じて算出された数（短期インセンティブ）および各事業年度の連結営業利益率の基準値に対する達成率にROIC Spreadを加味して算出された数（長期インセンティブ）の合計数を毎年一定の時期に付与いたします。基準となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて任意の報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものといたします。なお、当連結会計年度に係わる連結営業利益の実績は、52.9億円でした。

d.金銭報酬の額または業績連動非金銭報酬等の数の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や類似する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、任意の報酬委員会において検討を行います。下記eの委任を受けた代表取締役は任意の報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することといたします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動非金銭報酬等（短期インセンティブ）：業績連動非金銭報酬等（長期インセンティブ）＝75：15：10とする（KPIを100%達成の場合）。

e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の実績を踏まえたストックオプションの付与数とします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないことといたします。なお、当社の当事業年度における報酬等の決定については、報酬委員会で決定した方針に従って個人別の報酬額を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 上表には、2020年6月26日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役4名（うち社外監査役2名）を含めております。なお当社は、2020年6月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。このうち、退任社外監査役1名につきましては、同株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）の社外取締役を含め記載しております。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額250百万円以内、株式報酬型ストック・オプション年額150百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第2回定時株主総会において、年額200百万円以内、株式報酬型ストック・オプション報酬額年額80百万円と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。監査等委員の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第2回定時株主総会において、年額60百万円以内、株式報酬型ストック・オプション報酬額（社外取締役を除く）年額20百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役 (監査等委員)	高 山 丈 二	(株)I.G.M.Holdings監査役	特別の関係はありません
取 締 役 (監査等委員)	小 池 邦 吉	港総合法律事務所 中央労働金庫理事	特別の関係はありません
取 締 役 (監査等委員)	曾小川久貴	公益社団法人日本下水道協会顧問	特別の関係はありません

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割 関 して 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役 (監査等委員)	高 山 丈 二	当事業年度に開催の取締役会には、10回全てに出席いたしました。主に行政機関での経験及び知見に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、独立性を踏まえた中立の立場から意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当該事業年度開催の監査等委員会には9回全てに出席し独立性を踏まえた中立の立場から監査等委員会への助言・指導を実施しました。
取 締 役 (監査等委員)	小 池 邦 吉	当事業年度に開催の取締役会には、10回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べ、取締役会機能の強化に十分な役割・責務を果たしております。また、監査等委員会には9回全てに出席し、客観的・中立的な立場から監査等委員会への助言・指導を実施しました。
取 締 役 (監査等委員)	曾小川久貴	当事業年度に開催された取締役会10回のうち、監査等委員会設置会社移行前は監査役として1回、移行後は監査等委員として9回出席致しました。経営監督に関する高い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、監査等委員会には9回全てに出席し、独立性を踏まえた中立の立場から監査等委員会への助言・指導を実施しました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役高山丈二氏、社外取締役小池邦吉氏及び社外取締役曾小川久貴氏と、会社法第423条第1項の責任について、各氏がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

V 会計監査人の状況（2021年3月31日現在）

1. 会計監査人の名称

四谷監査法人

(注) 監査法人大手門会計事務所は、2020年6月29日付で任期満了により退任し、当社の会計監査人は四谷監査法人となりました。

2. 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| (1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 34百万円 |
| (2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額 | 34百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社及びグループ各社全役職員に対し、コンプライアンスの周知・徹底を図ります。
 - ② 内部監査室の監査及び社内外に通報窓口を設けた内部通報体制等により、コンプライアンスの順守状況の把握に努めるとともに、万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がトップマネジメント、取締役会、監査等委員会に報告され、適切な対応がとられる体制とします。
 - ③ 代表取締役は、コンプライアンス基本規程に従い、必要な人員配置、マニュアル等の整備を行います。
 - ④ 反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。新規取引先の事前審査、契約書等への反社会的勢力排除条項の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等外部専門機関と連携した体制を整備します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書など、取締役の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、当社社内規程等に従って、適切に保存・管理を行い、他の取締役において常に閲覧できるものとします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制
 - ① 企業価値に影響を与えるおそれがあるリスクについて、各部門にリスク管理推進担当者を置き、リスクの早期把握と迅速且つ的確な対応を確保するものとします。
 - ② 総務・コンプライアンス室は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクの特定・評価、対応策の立案及びリスク顕在化時の損失極小化に向けた体制整備、並びに事業継続を確保するための事業継続計画（BCP）の策定・定着化・適時の見直しを統括します。
 - ③ 内部監査室は、定期的に監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要あれば監査方法の改定を行います。
 - ④ 不測の事態が発生した場合には、対策本部の設置など組織対応を行い、必要に応じて弁護士など専門家のアドバイスを受け、適切な対応を行うものとします。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、原則として、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速且つ適切な意思決定を図ります。
 - ② 取締役会において、取締役の業務分掌を定め、代表取締役及び各業務担当取締役の権限と責任を明確にし、効率的な業務執行を図ります。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループとしての業務の適正と効率を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。また、内部監査室は、グループ各社の監査についても取り組むものとしします。
 - ② 取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社またはグループ経営上、必要と認める事項について、当社において決裁・承認を行うものとしします。
 - ③ その他、グループ各社の業務執行については、「関係会社管理規程」に基づき、事前承認または報告を求め、業務執行の決定に関する権限の明確化と業務の適正化を確保します。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助するため、補助使用人を配置するものとしております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は設置しません。
 - ② 監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取して決定します。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項
- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしします。
 - ② 監査等委員会は、必要に応じ、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人から報告又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとしします。
 - ③ 監査等委員会に対し報告等を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わないものとしします。
- (8) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制としします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「内部統制システム構築の基本方針」を定めるとともに、諸規程の体系化及び業務標準化を適時適切に整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。また、内部統制システムの運用状況を踏まえながら、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。
- (2) グループ各社の業務の遂行状況についても、適時適切に当社取締役会への報告が行われております。また総務・コンプライアンス室はグループ各社と連携し、当社グループ全体としてのリスク管理を統括しております。
- (3) 当社の取締役及びグループ各社の取締役は常に意思疎通を図り、重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上、必要と認める事項について、当社において決裁・承認を行い、監査等委員会への要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。また、監査等委員会は代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制を確保し、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保しております。

Ⅶ 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏付けられた成果の配分として、安定した配当を継続していくことを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり普通配当を10円増配し60円とするとともに、2021年4月1日付で中核事業会社同士の合併並びに商号変更を記念いたしまして、記念配当30円を加え、1株当たり90円とさせていただきます。

本事業報告中における記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,376,708	流動負債	14,190,926
現金及び預金	11,761,051	支払手形及び買掛金	3,322,002
受取手形及び売掛金	10,340,865	電子記録債権	3,197,746
電子記録債権	3,252,219	短期借入金	2,371,000
未成工事支出金	114,520	1年内返済長期借入金	1,316,741
商品及び製品	3,486,887	リース債務	11,157
仕掛品	166,281	未払法人税等	1,130,710
原材料及び貯蔵品	664,059	賞与引当金	465,708
その他	607,891	その他	2,375,861
貸倒引当金	△17,067	固定負債	5,826,043
固定資産	15,888,959	長期借入金	1,618,652
有形固定資産	11,881,861	リース債務	10,768
建物及び構築物	2,041,720	繰延税金負債	813,104
機械装置及び運搬具	746,604	退職給付に係る負債	2,068,715
工具、器具及び備品	446,735	再評価に係る繰延税金負債	650,951
土地	8,379,035	工場閉鎖損失引当金	90,050
リース資産	20,310	資産除去債務	382,237
建設仮勘定	247,453	その他	191,563
無形固定資産	280,604	負債合計	20,016,969
投資その他の資産	3,726,493	(純資産の部)	
投資有価証券	1,219,688	株主資本	24,794,447
長期貸付金	43,555	資本金	3,000,000
退職給付に係る資産	98,802	資本剰余金	4,448,599
繰延税金資産	1,276,107	利益剰余金	21,708,509
その他	1,308,776	自己株式	△4,362,661
貸倒引当金	△220,435	その他の包括利益累計額	1,379,386
		その他有価証券評価差額金	159,587
		土地再評価差額金	1,219,799
		新株予約権	74,863
		純資産合計	26,248,697
資産合計	46,265,667	負債及び純資産合計	46,265,667

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		37,763,068
売上総利益		26,514,400
販売費及び一般管理費		11,248,667
営業利益		5,958,022
営業外収益		5,290,645
受取利息	754	
受取配当金	32,434	
受取引当金戻入	40,000	
倒閉工場閉鎖補助	26,624	
受取当金の引当戻入	47,922	
受取金の引当戻入	133,509	
営業外費用	178,964	460,209
支持分法によるの利益	40,799	
支持分法によるの利益	96	
支持分法によるの利益	28,361	
支持分法によるの利益	46,035	115,293
経常利益		5,635,562
特別利益		
固定資産の売却益	151,005	
投資有価証券の売却益	346	
負債のれん発生	20,356	171,708
特別損失		
固定資産の売却損	22,645	
固定資産の売却損	10,232	
関係会社株式の売却損	31,668	
投資有価証券の売却損	2,475	
減損	223,390	290,412
税金等調整前当期純利益		5,516,858
法人税、住民税及び事業税	1,858,520	
法人税等調整額	△100,724	1,757,796
当期純利益		3,759,061
親会社株主に帰属する当期純利益		3,759,061

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,000,000	4,457,517	18,506,921	△4,210,814	21,753,625
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△531,676		△531,676
親会社株主に帰属する当期純利益			3,759,061		3,759,061
自 己 株 式 の 取 得				△206,606	△206,606
自 己 株 式 の 処 分		△8,918		22,105	13,187
持分法の適用範囲の変動				32,654	32,654
土地圧縮積立金の取崩			△25,797		△25,797
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	△8,918	3,201,587	△151,847	3,040,822
当 期 末 残 高	3,000,000	4,448,599	21,708,509	△4,362,661	24,794,447

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	4,606	1,219,799	1,224,405	36,754	23,014,785
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△531,676
親会社株主に帰属する当期純利益					3,759,061
自 己 株 式 の 取 得					△206,606
自 己 株 式 の 処 分					13,187
持分法の適用範囲の変動					32,654
土地圧縮積立金の取崩					△25,797
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	154,981		154,981	38,108	193,090
当 期 変 動 額 合 計	154,981	－	154,981	38,108	3,233,912
当 期 末 残 高	159,587	1,219,799	1,379,386	74,863	26,248,697

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,693,291	流動負債	208,787
現金及び預金	1,405,687	未払金	172,999
前払費用	6,703	未払費用	16,173
未収金	250,740	未払法人税等	8,023
その他の金	30,160	賞与引当金	7,909
固定資産	7,352,202	固定負債	900,000
有形固定資産	25,203	関係会社長期借入金	900,000
建物	21,372	負債合計	1,108,787
工具、器具及び備品	3,831	(純資産の部)	
無形固定資産	144,284	株主資本	7,861,842
投資その他の資産	7,182,714	資本剰余金	3,000,000
関係会社株式	7,055,981	資本剰余金	7,041,763
繰延税金資産	31,450	資本準備金	750,000
その他の	95,283	その他の資本剰余金	6,291,763
		利益剰余金	1,603,865
		その他の利益剰余金	1,603,865
		繰越利益剰余金	1,603,865
		自己株式	△3,783,787
		新株予約権	74,863
資産合計	9,045,493	純資産合計	7,936,706
		負債及び純資産合計	9,045,493

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
営業収益	1,674,282
営業費用	504,153
営業利益	1,170,129
営業外収益	
雑収入	259
営業外費用	
支払利息	13,274
雑損	1,672
経常利益	1,155,441
税引前当期純利益	1,155,441
法人税、住民税及び事業税	25,622
法人税等調整額	△31,450
当期純利益	1,161,268

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
				資 本 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	3,000,000	750,000		6,300,681	7,050,681
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分				△8,918	△8,918
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-		△8,918	△8,918
当 期 末 残 高	3,000,000	750,000		6,291,763	7,041,763

	株 主 資 本				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	974,274	974,274	△3,599,286	7,425,670	36,754	7,462,425
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△531,676	△531,676		△531,676		△531,676
当 期 純 利 益	1,161,268	1,161,268		1,161,268		1,161,268
自 己 株 式 の 取 得			△206,606	△206,606		△206,606
自 己 株 式 の 処 分			22,105	13,187		13,187
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					38,108	38,108
当 期 変 動 額 合 計	629,591	629,591	△184,501	436,172	38,108	474,281
当 期 末 残 高	1,603,865	1,603,865	△3,783,787	7,861,842	74,863	7,936,706

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社ベルテクスコーポレーション
取締役会 御中

四谷監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 石 井 忠 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 々 木 大 作 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベルテクスコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベルテクスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社ベルテクスコーポレーション
取締役会 御中

四谷監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 石井 忠弘 ㊤
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐々木 大作 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベルテクスコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、当社は昨年開催の第2回定時株主総会におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、2020年4月1日から2020年6月26日定時株主総会終了時までの監査については、当該期間の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を検証の上で当該事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類その他業務に関する重要な書類等の内容を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社ベルテクスコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員（取締役）花村進治 ㊞
監査等委員（社外取締役）高山丈二 ㊞
監査等委員（社外取締役）小池邦吉 ㊞
監査等委員（社外取締役）曾小川久貴 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏付けられた成果の配分として、安定した配当を継続していくことを基本としております。

また、当期につきましては、連結業績が期首予想を大幅に上回る結果となったことを勘案し、1株当たり普通配当を10円増配し60円とするとともに、中核事業会社であるゼニス羽田株式会社と株式会社ホクコンとの2021年4月1日付での合併並びにベルテクス株式会社への商号変更を記念いたしまして、記念配当30円を加え以下のとおりとさせていただきます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 90円 総額 788,665,680円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について持続的な成長と企業価値向上の貢献するための資質を備えているものと判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<small>たなか よしひと</small> 田中 義人 (1958年6月27日生)	1981年4月 北陸コンクリート工業(株)（現(株)ホクコン）入社 1992年4月 同社武生工場長 2001年4月 同社環境事業本部バイオシステム事業所長 2006年6月 同社執行役員技術本部長 2008年3月 メンテナンス調査設計(株)（現(株)M・T技研）代表取締役社長 2011年3月 (株)ホクコン技術本部長 2011年6月 同社取締役執行役員技術本部長 2013年6月 同社取締役常務執行役員技術本部長 2015年6月 同社取締役専務執行役員技術本部長 2016年2月 同社代表取締役副社長技術本部長 2018年10月 当社取締役副会長 2019年3月 (株)ホクコン代表取締役副社長環境事業本部長 2019年6月 同社代表取締役社長（現任） 2020年6月 当社代表取締役会長（現任） （現在に至る）	14,440 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	つちや あきひで 土屋 明秀 (1962年1月19日生)	1984年4月 スズキ(株)入社 2005年7月 日本ゼニスパイプ(株) (現ゼニス羽田(株)) 入社営業推進部長 2006年9月 同社営業本部長兼東京支店長 2007年8月 同社取締役営業本部長兼東京支店長兼名古屋支店長 2009年4月 同社取締役営業本部長兼東京支店長兼大阪支店長 2009年8月 同社常務取締役営業本部長兼東京支店長兼大阪支店長 2011年4月 同社取締役常務執行役員営業本部長兼東京支店長 2013年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株) (現ゼニス羽田(株)) 取締役 2014年4月 ゼニス羽田(株)常務取締役 2017年4月 同社代表取締役社長 (現任) 2017年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株) (現ゼニス羽田(株)) 代表取締役社長 2018年10月 当社代表取締役社長 (現任) (現在に至る)	11,008株
3	たかね さとし 高根 総 (1958年10月23日生)	1982年4月 (株)協和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行 2000年7月 (株)あさひ銀行 (現(株)りそな銀行) 等々力支店長 2002年6月 (株)ハネックス (現ゼニス羽田(株)) 管理本部部長 2010年6月 同社取締役管理本部長 2011年12月 同社取締役常務執行役員 2013年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株) (現ゼニス羽田(株)) 取締役 2014年4月 ゼニス羽田(株)代表取締役専務 2017年4月 同社代表取締役会長 2017年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株) (現ゼニス羽田(株)) 代表取締役会長 2018年10月 当社取締役副会長 2020年6月 当社取締役 (現任) (現在に至る)	1,800株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">せんば まさし 仙波 昌</p> <p>(1965年2月17日生)</p>	<p>1987年4月 羽田コンクリート工業(株) (現ゼニス羽田(株)) 入社</p> <p>1992年9月 同社専務取締役</p> <p>2002年9月 同社代表取締役社長</p> <p>2012年6月 ゼニス羽田ホールディングス(株) (現ゼニス羽田(株)) 代表取締役副社長</p> <p>2014年4月 ゼニス羽田(株)代表取締役副社長</p> <p>2017年4月 同社取締役副社長 (現任)</p> <p>2018年10月 当社取締役副社長</p> <p>2020年4月 ゼニス建設(株)代表取締役社長 (現任)</p> <p>2020年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>(現在に至る)</p>	155,234 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、役員持株会の保有分を含んでおります。
3. 当社は、各取締役候補者を被保険者として会社法第423条第1項の役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する内容であり、各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時において同内容で更新する予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、2020年6月26日開催の第2回定時株主総会で監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額について年額200百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額80百万円以内でご承認いただき今日に至っております。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、改めて既に決議済みの取締役（監査等委員である取締役を除く）について年額200百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額80百万円以内とすること及び同株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容について、ご承認いただきたく存じます。なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名となります。

本議案におけるストックオプションの具体的な内容は、2020年6月26日開催の株主総会において決議された内容について、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）で明確化された要件にしたがい補充するものであり、実質的な内容を変更するものではありません。また、事業報告15頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿ったものであり、相当であると判断しております。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役（社外取締役を除く）が、中長期的な視点で株価変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、当社グループの業績向上並びに株式価値向上への意欲や士気を高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、1個当たり1株といたします。

なお、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様とします。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整するものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において合理的な範囲内で必要と認められる付与株式数の調整を行うことといたします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し割り当てる新株予約権の数は100,000個を上限といたします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルの公正な算定方式により算出された新株予約権の公正価値を基準として当社の取締役会において定める額といたします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内で当社の取締役会が定める期間といたします。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（再任の予定がない場合に限り）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものといたします。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関する上記の詳細及びその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、2020年6月26日開催の第2回定時株主総会で監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の金銭報酬の額について年額60百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額20百万円以内でご承認いただき今日に至っております。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、改めて既に決議済みの監査等委員である取締役について年額60百万円以内、株式報酬型ストックオプション報酬額（社外取締役を除く）について年額20百万円以内とすること及び同株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容について、ご承認いただきたく存じます。

本議案におけるストックオプションの具体的な内容は、2020年6月26日開催の株主総会において決議された内容について、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）で明確化された要件にしたがい補充するものであり、実質的な内容を変更するものではないと考えております。また、事業報告15頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿ったものであり、相当であると判断しております。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由
当社の取締役（社外取締役を除く）が、中長期的な視点で株価変動によるメリット及びリスクを株主の皆様と共有することで、当社グループの業績向上並びに株式価値向上への意欲や士気を高めるためであります。
2. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、1個当たり1株といたします。
なお、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様とします。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整するものといたします。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において合理的な範囲内で必要と認められる付与株式数の調整を行うことといたします。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
 - (2) 新株予約権の総数
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に監査等委員である取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる新株予約権の数は25,000個を上限といたします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルの公正な算定方式により算出された新株予約権の公正価値を基準として当社の取締役会において定める額といたします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内で当社の取締役会が定める期間といたします。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（再任の予定がない場合に限り）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものといたします。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関する上記の詳細及びその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

第5号議案 第三者割当による自己株式の処分の募集事項の決定を取締役に委任する件

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、一般財団法人ベルテクスグリーン財団（以下、「本財団」といいます。）を設立することを決議いたしました。本財団を通じ、持続可能な社会の実現、即ちSDGsの達成に向けた社会貢献活動を進めていく考えです。本財団は、大学や研究機関等における当社業関連の研究活動への助成及び学生に対する奨学金給付事業などの他、当社グループが拠点を有する地域の文化的な環境の構築を支援していくことを目的とします。このような社会貢献活動への取り組み強化と関係地域社会との連携強化は、当社グループの信頼性と従業員の士気をより高め、今後の円滑で安定的な事業運営にも寄与するものと考えております。

本財団が上記の助成事業を継続的に実施していくための活動資金を当社株式の配当等により安定的に拠出することを可能とするために、当社は本財団に対して第三者割当の方法により特に有利な払込金額で自己株式を処分し、本財団は当社株式の配当等による収益を活動原資として事業を実施いたします。

上記の趣旨、目的のため、1株につき1円という払込金額は妥当であると考えており、会社法第199条及び200条の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

処分する自己株式の内容

①処分株式の種類及び上限	普通株式 400,000株
②払込金額の下限	1株につき1円
③払込金額の総額	400,000円
④処分方法	第三者割当による処分
⑤処分先	一般財団法人ベルテクスグリーン財団
⑥処分期日	未定
⑦決定の委任	上記に定めるもののほか、自己株式処分の募集事項の決定に必要なその他一切の事項については、当社取締役会の決議により決定いたします。

財団の概要

①名称	一般財団法人ベルテクスグリーン財団
②所在地	東京都千代田区麹町五丁目7番地2
③代表理事	土屋 明秀
④活動内容	土木及びコンクリート製品製造を中心とした研究開発支援及び人材育成支援事業、並びに街づくり、地域の文化的活動に関する支援事業
⑤活動原資	年間20～25百万円
⑥設立年月日	2021年10月予定

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区麹町六丁目6番地
スクワール麹町 3階会議室



【交通のご案内】

- JR四ツ谷駅「麹町口」より徒歩約1分
- 東京メトロ（丸ノ内線）四ツ谷駅より徒歩約1分
- 東京メトロ（南北線）四ツ谷駅より徒歩約1分
- 東京メトロ（有楽町線）麹町駅より徒歩約10分

総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりません。
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。